



熊本県公報

目次

告 示

| | | |
|-------------------------|-----------|---|
| 結核予防法第三十六条の規定による医療機関の指定 | (健康増進課) | 一 |
| 結核予防法第三十六条の規定による医療機関の辞退 | " " | 二 |
| 指定居宅サービス事業所の指定 | (高齢保健福祉課) | 二 |
| 植木都市計画道路の変更 | (都市計画課) | 二 |
| 指定居宅サービス事業所の指定 | (高齢保健福祉課) | 二 |
| 指定居宅介護支援事業所の指定 | " " | 二 |
| 定数漁業の許可申請期間 | (漁政課) | 三 |
| 指定居宅サービス事業所の指定 | (高齢保健福祉課) | 三 |
| 道路の供用開始 | (道路維持課) | 三 |
| " " | " " | 三 |
| " " | " " | 三 |
| 保安林の指定 | (森林保全課) | 四 |
| " " | " " | 四 |
| 阿蘇郡医師会立准看護高等専修学校の指定取消し | (医務福祉課) | 五 |
| 公 告 | | |
| 換地処分 | (農地建設課) | 五 |
| 都市再開法による定数及び事業計画変更認可 | (建築課) | 五 |
| 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 | (都市計画課) | 五 |
| 土地改良区役員の仕事の氏名及び住所 | (農村計画課) | 五 |
| 土地改良区役員の退任及び就任 | " " | 六 |
| 定款変更認可 | " " | 六 |

競争入札参加資格審査の受付(県内建設業者) (監理課) 六
 競争入札参加資格審査の受付(県外建設業者等) (" ") 七
 競争入札参加資格審査の受付(測量・建設コンサルタント業者等) (" ") 一〇
 県有財産売却に係る一般競争入札の実施 (管財課) 一五
 建築許可に係る公開による意見の聴取 (建築課) 一五
 熊本県基本健康診査等の集計・分析システム開発業務に係る一般競争入札の実施 (高齢保健福祉課) 一六
 (監査委員) 一七

平成十三年第三次定期監査結果
 人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催
 (人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会) 二二
 正 誤
 平成十三年十二月三日熊本県告示第九百九号(保安林の指定に関する予定)中
 (森林保全課) 二二

告 示

熊本県告示第九百七十八号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| 指令番号 | 所在地 | 名称 | 住所 | 開設者氏名 | 指定年月日 |
|------|---------------------------|----------------------------|-------------------|---------------------|----------------|
| 55 | 山鹿市方保田三 一四二番地 | 医療法人松永会 松永整形外科リ ウマチ科 | 山鹿市方保田三 一四二番地 | 医療法人松永会 | 平成十三年 十二月五日 |
| 54 | 荒尾市緑ヶ丘二 丁目四番一号 | さかた耳鼻咽喉 科クリニック | 荒尾市緑ヶ丘二 丁目四番一号 | 坂田 一成 | 平成十三年 十二月五日 |
| 53 | 球磨郡免田町甲 二七九一 | こんどう整形外 科医院 | 球磨郡免田町甲 二七九一 | 医療法人藤風会 こんどう整形外科 | 平成十三年 十二月五日 |
| 52 | 八代郡鏡町大字 鏡村字池口二一 〇一三 | よかと整形外科 リウマチ クリニック | 熊本市田迎町田 井島七七一 | 西 壽一 | 平成十三年 十二月五日 |

熊本県告示第九百七十九号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。
 平成十三年十二月十四日

| | | | | | |
|-----|------------|----|-------------|------------|-------|
| 所在地 | 山鹿市方保田三二四一 | 名称 | 松永整形外科リウマチ科 | 開設者 | |
| | | | | 住所 | 氏名 |
| | | | | 熊本市西梶尾町六四二 | 松永 保英 |

熊本県告示第九百八十号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | | |
|----------|------------------|----------|------------|
| 【福祉用具貸与】 | 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| 二 | 熊本市海路口町四百九十九番地の二 | 有限会社パニコム | 平成十三年十二月四日 |

熊本県告示第九百八十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 平成十三年十二月十四日

- 一 都市計画の種類
- 植木都市計画道路三・四・一号平尾向坂線
 - 植木都市計画道路三・五・二号南環状線

熊本県知事 潮谷 義子

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 植木都市計画道路三・四・三号岩野小山線
 - 植木都市計画道路三・五・六号一木鑑田線
 - 植木都市計画道路三・三・八号平尾鑑田線
 - 植木都市計画道路三・四・十二号滴水平野線

熊本県鹿本郡植木町大字岩野字塚園、字平松、字小山、字相田、字市場、字上ノ原、字浄行寺、字市場後、字西原及び字茶臼塚、大字一木字中原、字出口及び字山ノ本、大字滴水字山ノ坊、字野中、字大塚ノ元、字古閑原及び字桜井、大字投刀塚字堀ノ内、字岩ノ上、字迫谷及び字出口、大字平野字東谷並びに大字鑑田字桜井及び字野入の各一部
 三 都市計画の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第九百八十二号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | | |
|--------|-----------------|---------------------|------------|
| 【訪問介護】 | 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| ん | 熊本市京町本丁八番五号 | 有限会社 在宅サービス つかみふうせん | 平成十三年十二月四日 |

熊本県告示第九百八十三号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | |
|---------------------|---------------------|------------|
| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| 有限会社 在宅サービス つかみふうせん | 有限会社 在宅サービス つかみふうせん | 平成十三年十二月四日 |

熊本県告示第九百八十四号
 熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第八条第三項及び第二十一条第三項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 |
|----------|-----------|-------|
| 流し網漁業 | 大目流し網漁業 | 熊本有明海 |
| | 小目流し網漁業 | 不知火海 |
| | えび流し網漁業 | 熊本有明海 |
| | かに流し網漁業 | 不知火海 |
| げんしき網漁業 | げんしき網漁業 | 熊本有明海 |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海 |
| たこつぼ漁業 | たこつぼ漁業 | 天草有明海 |
| かご漁業 | いかかご漁業 | 天草有明海 |

二 申請期間

平成十三年十二月十四日から平成十三年十二月二十一日まで

熊本県告示第九百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|------------------|-------------|
| グループホームひまわり21岱明 玉名郡岱明町大字山下千三十七 | 特定非営利活動法人 長寿会 | 平成十三年十一月三十日 |

【痴呆対応型共同生活介護】

熊本県告示第九百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十二月十四日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|-------|---|------------------------|-----|
| 一般県道 | 河内矢部線 | 阿蘇郡蘇陽町大字柏字才原 一〇〇八番二地先から 同 所 同 字 一〇二七番 地先まで | 延 長 (メートル) 三三四・〇 | 緊道整 |

二 供用開始する期日 平成十三年十二月十四日

熊本県告示第九百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十二月十四日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|-----------|--|-----------------------|-----|
| 主要地方道 | 本 渡 苓 北 線 | 本渡市本渡町大字本戸馬場字園田 九〇〇番一地先から 同 所 同 字 八九〇番一地先まで | 延 長 (メートル) 四四・〇 | 単計改 |

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| | | | | |
|-------|-----------|--|-------|-------------|
| 主要地方道 | 本渡 本渡線 | 本渡市本渡町大字本戸馬場字水の 平 二〇八〇番一地先から 同 所 同 字 二〇八一番一地先まで | 六四・〇 | 単 計 改 |
| " | " | 本渡市本渡町大字本戸馬場字水の 平 二〇八四番五地先から 同 所 同 字 二〇九一番一地先まで | 一七〇・〇 | " |

二 供用開始する期日 平成十三年十二月十四日

熊本県告示第九百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月十四日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | | | |
|-------|------------|--|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
| 主要地方道 | 南小国 波野線 | 阿蘇郡産山村大字田尻 四九二番一〇地先から 同 所 字又 四九二番一 地先まで | 一〇〇・〇 | 緊 道 整 |

二 供用開始する期日 平成十三年十二月十四日

熊本県告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

一 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字恵峯二六二、二七〇の一、二七二から二七五まで、字前田四一四、四四〇、字古屋敷五三四から五三六まで、五三七の一、

五三七の三、五六〇から五六二まで、五六六、五六七、五七〇、五七三、五七三の三、字鳥越六七〇、六七一、六七五、六七七

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

一 保安林の所在場所 熊本県水俣市宝川内字前平三六九の二、三六九の三

指定の目的 落石の危険の防止

指定施業要件

(三)(二)(一) 1 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町大尼田字坂下一二九六、一二九七の一、一三三三の一、字陳屋一三二五の一、一三三三の二、一三三三の三、立川字黒坊九七八

の三

指定の目的 落石の危険の防止

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第九百九十一号

昭和三十五年四月十九日熊本県告示第二百五十三号（保健婦助産婦看護婦法第二十二條第二号に規定する社団法人阿蘇郡医師会立准看護高等専修学校）は廃止し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第八百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、砥用町長北川浩一郎から岩尾野地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第八百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、手取本町地区第一種市街地再開発事業に係る定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 事務所の所在地 熊本市水道町一番二九号
- 二 設立認可の年月日 平成九年二月二十八日
- 三 施行地区 熊本市手取本町三〇一番、同三〇二番、同三〇三番、同三〇四番、同三〇

〇番三の一部、同三〇〇番一の一部、同三〇〇番二の一部、熊本市安政町一〇〇番八の一部、同二〇〇番一〇の一部、同三〇〇番一の一部

四 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成十三年十二月五日

熊本県公告第八百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第二項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 氏 名 | 住 所 |
|------|-------------------|
| 成松 洋 | 下益城郡城南町大字今吉野一―二八 |
| 倉岡則幸 | 下益城郡城南町大字今吉野七七二 |
| 岩村芳治 | 下益城郡城南町大字宮地二―八四 |
| 平井二郎 | 下益城郡城南町大字宮地九〇八 |
| 木下藤太 | 下益城郡城南町大字宮地八八八 |
| 甲斐一行 | 下益城郡城南町大字宮地九四六 |
| 池本 豊 | 下益城郡城南町大字宮地一四六九―七 |
| 米村國廣 | 熊本市田迎三丁目一―三〇 |

熊本県公告第八百三十号

球磨郡錦町中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|--------|----------------|
| 理 事 | 高村 健一郎 | 球磨郡錦町大字一武一三八二 |
| " | 村松 政信 | 球磨郡錦町大字西二九五の一 |
| " | 空戸 正幸 | 球磨郡上村大字上六六五の一 |
| " | 中村 茂幸 | 球磨郡錦町大字一武二三一― |
| " | 緒方 芳郎 | 球磨郡上村大字上二二二五の八 |
| " | 宮崎 輝喜 | 球磨郡錦町大字一武三一―二 |
| " | 橋本 孝徳 | 球磨郡上村大字上二三八七 |
| " | 堤 俊二 | 球磨郡錦町大字西一二四 |
| 監 事 | 西田加蔵 | 球磨郡上村大字上二二三― |

就 任

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 高 村 健 一 郎 | 球磨郡錦町大字一武二三八二 |
| " | 空 戸 正 幸 | 球磨郡上村大字上六六五の一 |
| " | 中 村 茂 幸 | 球磨郡錦町大字一武三三一 |
| " | 緒 方 芳 郎 | 球磨郡上村大字上二二一五の八 |
| " | 宮 元 庄 一 | 球磨郡上村大字九二 |
| " | 森 山 幸 則 | 球磨郡上村大字上二三九二 |
| " | 藤 本 和 行 | 球磨郡錦町大字西四七 |
| " | 上 田 精 吾 | 球磨郡錦町大字西三五二の一 |
| 監 事 | 林 田 益 義 | 球磨郡錦町大字一武三三四六の一 |

熊本県公告第八百三十一号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
平成十三年十二月十四日

退 任

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 高 岡 隆 盛 | 球磨郡相良村大字四浦西一五三番地 |

熊本県公告第八百三十二号

菊池市菊池市土地改良区理事長福村三男から平成十三年十月十日付けで申請の定款変更
については、平成十三年十二月七日付けで認可した。
平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第八百三十三号

平成十四年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入
札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建
設業者の競争入札参加に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請の
方法等について、次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請の対象者
 - 1 平成十二年度中に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）を提出し
平成十三年度及び平成十四年度に有効な熊本県工事入札参加資格の認定を受けている
者（以下「有資格者」という。）以外の者
 - 2 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しよう
とする者
- 二 申請の受付
 - 1 申請方法
申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
 - 2 受付期間
平成十四年一月十五日（火）から平成十四年一月十八日（金）まで。
 - 3 受付時間
午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
 - 4 受付場所
熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁行政棟本館十一階
熊本県土木部監理課建設業係
- 三 提出書類及び提出部数
 - 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（別記様式） 一部
 - 2 平成十三年度に本県が実施した経営事項審査に係る経営事項審査
結果通知書の写し 一部
 - ただし、いまだ当該通知書の送付を受けていない者にあつては不要。
 - 3 経営事項審査申請書（審査済印があるものに限る。）の写し 一部
 - 4 工事種類別完成工事高（審査済印があるものに限る。）の写し 一部
- 四 持参書類
 - 1 申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有す
ることを証する書面
 - 2 一の2に掲げる者については、平成十三年三月三十日付けの熊本県工事入札参加資
格認定通知書
- 五 資格審査
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に

基づき競争入札参加資格の有無について審査を行う。

2 三に掲げる提出書類及び四に掲げる持参書類に不足がある者並びに申請直前一箇年の営業年度における工事実績がない業種については申請を受け付けない。

六 競争入札参加資格の有効期間

今回の申請に係る競争入札参加資格については、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までとする。

七 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目十八番一号 電話〇九六―三八三―一一一

(内線) 六〇一九・六〇二〇・六〇二二

熊本県公告第八百三十四号

平成十四年度及び平成十五年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請の受付

1 申請方法

申請は、持参(申請書記載内容について説明できる者であること。)又は郵送(簡易書留によること。)によるものとし、電送による申請は認めない。ただし、熊本県内の業者については原則として持参によるものとする。

2 受付期間等

(一) 持参の場合

受付期間

平成十四年一月八日(火)から平成十四年一月三十日(水)まで。ただし、日、祝日は除く。

受付日及び受付場所

次の表の上欄に掲げる商号の頭文字による区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

なお、同表中の共用会議室とあるのは、熊本市水前寺六丁目十八番一号、熊本県庁行政棟本館十三階・共用会議室とする。

| 受付する商号の頭文字 | 受 付 日 | 受付場所 |
|-------------|--------------|-------|
| ア、イ | 平成十四年一月八日(火) | 共用会議室 |
| ウ、エ、オ | 九日(水) | 共用会議室 |
| カ | 十日(木) | 共用会議室 |
| キ | 十一日(金) | 共用会議室 |
| ク、ケ、コ | 十五日(火) | 共用会議室 |
| サ | 十六日(水) | 共用会議室 |
| シ、ス | 十七日(木) | 共用会議室 |
| セ、ソ、タ | 十八日(金) | 共用会議室 |
| チ、ツ、テ、ナ | 二十一日(月) | 共用会議室 |
| ト | 二十二日(火) | 共用会議室 |
| ニ | 二十三日(水) | 共用会議室 |
| ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ | 二十四日(木) | 共用会議室 |
| ヘ、ホ、マ、ミ | 二十五日(金) | 共用会議室 |
| ム、メ、モ、ヤ | 二十八日(月) | 共用会議室 |
| ユ、ヨ、ラ | 二十九日(火) | 共用会議室 |
| リ、ル、レ、ロ、ワ | 三十日(水) | 共用会議室 |

受付時間

午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(二) 郵送の場合

受付期間

平成十四年一月八日(火)から平成十四年一月三十日(水)(当日の消印有効)まで。

提出先

〒八六二―八五七〇(県庁専用郵便番号。この郵便番号を使うと、住所の記載を省略することができる。)

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県土木部監理課建設業係

ただし、熊本県知事が特別に必要と認めた場合に限り、受付期間後であっても、この要領に準じて資格参加申請ができるものとする。

二 審査対象期間

平成十二年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に決算期が属する直近の営業年度

三 提出書類及び提出部数

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------|------------------|---|---|--|---------------|--------------------------|--|--|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 証明年月日が申請書提出日の三カ月以内のもの。写し可。 | 工事経歴書(統一様式の様式二) | 営業所一覽表(統一様式の様式三) | <p>第二条に定める別記様式第一号別表)の写し</p> <p>なお、許可を受けた後に所在地や営業所の業種の変更がある場合については、当該変更を申請した際の変更届出書に添付された別表の写しを提出すること。また、別表に別紙記載事項がある場合は、当該別紙についても写しを提出すること。</p> | <p>現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表(建設業法施行規則第二号別表)の写し</p> <p>現在有効な建設業許可に係る許可申請書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面</p> | <p>一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)</p> <p>「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化について」(平成六年十月二十一日付け自治行第百二二号)別添「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ」中別添「建設工事に係る資格審査の申請書類の統一様式(以下「統一様式」という。)(の様式一</p> <p>なお、申請印は実印とする。</p> | 使用印鑑届(原本に限る。) | 年間委任状(原本に限る。委任を行う場合に限る。) | <p>審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>なお、受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者については、経営事項審査申請書及び工事種類別完成工事高(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下同じ。)(第十九条の二に定める様式第二十五号の六別紙一。審査済みのものに限る。))並びに経営状況分析終了通知書の写しを受付期間内に提出し、平成十四年二月十五日までに当該通知書を提出すること。</p> <p>ただし、完成工事高を三年平均で選択している場合は、審査済みの経営事項審査申請書の中の工事種類別完成工事高の写しを提出すること。</p> | <p>競争入札参加資格審査申請受付表 建設工事 (別記様式一)</p> <p>(本表で発注を希望する業種の審査を行う。)</p> |
| 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 一部 | 二部 |
| | | | | | | | | | 提出部数 |

11 熊本県税の納税証明書その六(未納の税額が無いことの証明用) 一部
 熊本県内に営業所(出張所等を含む。)を有しないものは除く。
 証明年月日が申請書提出日の三カ月以内のもの。写し可。

四 資格審査及び結果通知

1 地方自治法施行令第六十七条の四及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、競争入札に参加しようとする者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(の有無について審査を行う。ただし、三に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けられないものとする。
 ア 申請直前二箇年の営業年度における工事実績がない場合の当該業種
 イ 主たる営業所には許可があるが、委任先(熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等)に許可がない場合の当該業種

2 審査の結果、競争入札参加資格を有すると認定した者に対しては、競争入札参加資格認定通知書(別記様式二、添付省略)を、競争入札参加資格を有しないと認定した者に対しては、競争入札参加資格認定通知書(別記様式三、添付省略)を平成十四年三月末までに送付する。

五 競争入札参加資格の有効期間

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで。
 六 注意事項

七 問い合わせ先

1 書類はA4のファイルに綴り込み、背表紙に「新規」又は「更新」の別及び商号を明記し、提出書類については三に掲げる順番で綴ること。なお、「更新」とは、平成十一年度又は平成十二年度中に申請した者が今回引き続き申請する場合を言い、それ以外の場合は、すべて「新規」とする。
 2 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)(は、一力所のみ申請することができるものとする。このため、例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
 3 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
 4 「更新」申請者(平成十一年度又は平成十二年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。)(については、可能な限り平成十二年三月又は平成十三年三月に本県が主たる営業所(本社・店)に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

熊本県土木部監理課建設業係
 熊本市水前寺六丁目十八番一号 電話〇九六一三三三一一一
 (内線)六〇一九・六〇二〇・六〇二二

申請年度 4 1 3

(別記様式 1)

競争入札参加資格審査申請受付表<建設工事>

1 申請業者

| | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------|--------------------------|-------|
| 区 分 | 新 規 ・ 更 新 | 債権者コード | ※記入不要 | | 受 付 印 |
| ※ 「区分」欄は、平成11年度又は平成12年度中に申請している者は[更新]に、それ以外の者は[新規]に○をすること。 | | | | | |
| (フリガナ) 商号又は名称 | | | | | |
| 代表者氏名 | 電 話 番 号 | () | | | |
| (郵便番号) 所 在 地 | (-) | | | | |
| 総 職 員 数 (建設業従事) | (人) | 技 術 者 数 | (人) | 技 術 者 以 外 | (人) |
| 資 本 金 | (千円) | 自 己 資 本 金 | (千円) | 年 間 平 均 完 成 工 事 高 合 計 | (千円) |
| 委 任 先 | 代 表 者 氏 名 | | 電 話 番 号 | () | |
| (郵便番号) 所 在 地 | (-) | | | | |
| 連 絡 先 | 代 表 者 氏 名 | | 電 話 番 号 | () | |
| (郵便番号) 所 在 地 | (-) | | | | |

※「委任先」は委任を受け契約権限を有する機関、「連絡先」は契約権限がなく単に連絡を受ける機関とする。

| | | | |
|--------------------|-----|-----------------------|--|
| 入札関係用 F A X 番 号 | () | 入札関係用 メー ル ア ド レ ス | |
|--------------------|-----|-----------------------|--|

2 発注を希望する業種

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------|--------|---------------------------------|-----|--------|--------|-----|--------------------------------------|------------------|--------|--------|-----------------------|--------|-------------|--------|--------|------------------|----------------------------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|------------------|------------------|------------------|
| 土 木 一 式 | 建 築 一 式 | 大 工 | 左 官 | と び ・ ク リ ー ト | 石 | 屋 根 | 電 気 | 管 | タ イ ル ・ ク レ ン が | 鋼 構 造 物 | 鉄 筋 | 舗 装 | し ゅ ん せ つ | 板 金 | ガ ラ ス | 塗 装 | 防 水 | 内 装 仕 上 | 機 械 器 具 設 置 | 熱 絶 縁 | 電 気 通 信 | 造 園 | さ く 井 | 建 具 | 水 道 施 設 | 消 防 施 設 | 清 掃 施 設 |
| 404 | 406 | 408 | 410 | 412 | 414 | 416 | 418 | 420 | 422 | 424 | 426 | 428 | 430 | 432 | 434 | 436 | 438 | 440 | 442 | 444 | 446 | 448 | 450 | 452 | 454 | 456 | 458 |
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |

※ 希望する業種欄の番号に○印を付けること。

3 経営事項審査結果

| 業 種 名 | 経 営 事 項 審 査 客 観 点 数 (P 点) | 業 種 別 年 間 平 均 完 成 工 事 高 (千 円) | 技 術 者 数 | | |
|-------|--------------------------------|------------------------------------|---------|-----|-------|
| | | | 1 級 | 2 級 | そ の 他 |
| 土 木 | | | | | |
| 建 築 | | | | | |
| 電 気 | | | | | |
| 管 | | | | | |
| 舗 装 | | | | | |

※ 上記業種について競争入札参加を希望する者のみ、経営事項審査結果通知書より記入すること。

熊本県公告第八百三十五号

平成十四年度及び平成十五年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請の受付

1 申請方法

申請は、持参（申請書記載内容について説明できる者であること。）又は郵送（簡易書留によること。）によるものとし、電送による申請は認めない。ただし、熊本県内の業者については原則として持参によるものとする。

2 受付期間等

(一) 持参の場合

受付期間
平成十四年一月八日（火）から平成十四年一月三十日（水）まで。ただし、日、祝日は除く。

受付日及び受付場所

次の表の上欄に掲げる商号の頭文字による区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

なお、同表中の共用会議室とあるのは、熊本市水前寺六丁目十八番一号、熊本県庁行政棟本館十三階・共用会議室とする。

| 受付する商号の頭文字 | 受 付 日 | 受付場所 |
|------------|--------------|-------|
| ア、イ | 平成十四年一月八日（火） | 共用会議室 |
| ウ、エ、オ | 九日（水） | 共用会議室 |
| カ | 十日（木） | 共用会議室 |
| キ | 十一日（金） | 共用会議室 |
| ク、ケ、コ | 十五日（火） | 共用会議室 |
| サ | 十六日（水） | 共用会議室 |
| シ、ス | 十七日（木） | 共用会議室 |
| セ、ソ、タ | 十八日（金） | 共用会議室 |
| チ、ツ、テ、ナ | 二十一日（月） | 共用会議室 |
| ト | 二十二日（火） | 共用会議室 |

(二)

郵送の場合

受付期間
平成十四年一月八日（火）から平成十四年一月三十日（水）（当日の消印有効）まで。

提出先

千八六二一八五七〇（県庁専用郵便番号。この郵便番号を使うと、住所の記載を省略することができる。）
熊本水前寺六丁目十八番一号 熊本県土木部監理課建設係

ただし、熊本県知事が特別に必要と認めた場合に限り、受付期間後であっても、この要領に準じて資格参加申請ができるものとする。

二 審査対象期間

平成十二年十月一日以降の決算期が属する直近の営業年度

三 受付業種

- 1 測量業務
- 2 建築関係建設コンサルタント業務
- 3 土木関係建設コンサルタント業務
- 4 地質調査業務
- 5 補償関係コンサルタント業務
- 6 白あり駆除関係業務

1 から 5 までの業務の詳細な分類については、競争入札参加資格審査申請受付表 測量・建設コンサルタント業者等（別記様式一）を参照すること。

四 提出書類及び提出部数

| | | | |
|---|-------------|---------|-------|
| 二 | 又、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ | 二十三日（水） | 共用会議室 |
| | へ、ホ、マ、ミ | 二十四日（木） | 共用会議室 |
| | ム、メ、モ、ヤ | 二十五日（金） | 共用会議室 |
| | ユ、ヨ、ラ | 二十八日（月） | 共用会議室 |
| | リ、ル、レ、ロ、ワ | 二十九日（火） | 共用会議室 |
| | | 三十日（水） | 共用会議室 |

受付時間
午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。